

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の一部改正案に対して 提出された御意見とそれに対する考え方

【意見募集期間: 令和7年1月29日(水)～同年2月27日(木)】

【意見提出: 5件(法人5件、個人0件)】

【意見提出者】

(意見受付順・敬称略)

	意見提出者
1	株式会社NTTドコモ
2	東日本電信電話株式会社
3	西日本電信電話株式会社
4	JCOM 株式会社
5	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

No	提出された御意見	御意見に対する考え方	提出された御意見を踏まえた案の修正の有無
	総論		
1	・ 本ガイドライン改正案は、「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」や「事業者間協議の場」における議論を踏まえたものであり、すべての対象事業者が情報開示等に取り組むことは、データ通信量の増大に対し、データセンタ間の通信インフラ整備推進等に資すると考えることから、賛同します。 ・ 本ガイドラインの運用にあたっては、保有する設備の状況は事業者により区々である等の実態を鑑み、事業者へ過度な負担とならないよう配慮いただきたいと考えます。 【株式会社NTTドコモ】	・ 前段は本ガイドライン案への賛同意見として承ります。後段については、今後の参考とさせていただきます。	無
2	・ 当社はこれまで、所有する管路・とう道・マンホール（以下、「管路等」）について、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に基づき、他の電気通信事業者様や放送事業者様等に対して公平にご提供し、現在においても多くの事業者様にご利用いただいております。 ・ また、当社は、ネットワークのレジリエンス向上や災害時の迅速な復旧等に向け、他の公益事業者や国・地方自治体の保有する設備を利用する立場でもあり、事業者間で共用しやすい環境を整備していくことは、様々な事業者による設備競争が促進され、日本の通信網全体の強靱化に資するものと考えます。 ・ 一方、それらを実現するうえで、セキュリティや公共上の安全性の確保は、利便性と比較できない必須の要件であり、それにより日本の通信網全体の信頼性確保・日本のデータセンタの国際競争力の向上につながるものと考えます。 ・ 今回の改正案は、上記の趣旨を踏まえ、「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」において議論・取りまとめた内容や、その後に開催された「事業者間協議の場」における検討結果を反映した内容となっており、改正案に賛同します。 ・ 改正案を踏まえ、当社においても、安全保障やセキュリティに配慮しつつ、引き続き各事業者様の必要な協力を得ながら、事業者間で設備を共有しやす	・ 本ガイドライン案への賛同意見として承ります。	無

	い環境の整備に向けて前向きに取り組んでまいりたいと考えます。 【東日本電信電話株式会社】		
3	・当社はこれまで、所有する管路・とう道・マンホール（以下、「管路等」）について、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に基づき、他の電気通信事業者様や放送事業者様等に対して公平にご提供し、現在においても多くの事業者様にご利用いただいております。 ・また、当社は、ネットワークのレジリエンス向上や災害時の迅速な復旧等に向け、他の公益事業者や国・地方自治体の保有する設備を利用する立場でもあり、事業者間で共用しやすい環境を整備していくことは、様々な事業者による設備競争が促進され、日本の通信網全体の強靱化に資するものと考えます。 ・一方、それらを実現するうえで、セキュリティや公共上の安全性の確保は、利便性と比較できない必須の要件であり、それにより日本の通信網全体の信頼性確保・日本のデータセンタの国際競争力の向上につながるものと考えます。 ・今回の改正案は、上記の趣旨を踏まえ、「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」において議論・取りまとめた内容や、その後に開催された「事業者間協議の場」における検討結果を反映した内容となっており、改正案に賛同します。 ・改正案を踏まえ、当社においても、安全保障やセキュリティに配慮しつつ、引き続き各事業者様の必要な協力を得ながら、事業者間で設備を共有しやすい環境の整備に向けて前向きに取り組んでまいりたいと考えます。 【西日本電信電話株式会社】	・本ガイドライン案への賛同意見として承ります。	無
	第二条の二		
4	第二条の二（以下「改正条文」という。）の対象に電柱も加えるべきと考えます。理由は以下のとおりです。 今回のガイドライン改正（以下「本改正」という。）は、安全保障上等の理由から管路・とう道の設置場所や使用状況等の情報の公開が限定されている状況において、光ファイバ等の通信インフラ敷設を円滑に進めることを目的に情報開示の在り方について見直しをしたものであると承知しており、情報を可能な限り提供するという改正趣旨に賛同します。 本改正は、管路・とう道に焦点を当てたものと認識しておりますが、光ファ	・御意見として承ります。本案は、管路・とう道の情報開示について、「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」において取りまとめた内容や、関係事業者による「事業者間協議の場」での検討結果を反映したものであるため、いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。	無

	イバの敷設という観点では、管路・とう道のみならず、電柱も重要な線路敷設基盤であり、これら全ての設備を円滑に利用することが必要と考えます。弊社は自らネットワークインフラを構築してサービスを提供するケーブルテレビ事業者であり、インフラ構築のためには電気事業者や NTT 東西から電柱を借り受けてケーブルを敷設していますが、管路の空きスペースが課題となるのと同様に、電柱においても強度計算の結果次第でケーブルの敷設に制限が発生します。 電柱利用に関しては、総務省 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会等においても意見を述べてきましたが、例えば NTT 東西から強度不足を理由に当社申請が不承諾とされた場合、強度計算に関する詳細情報が提供されず、再申請を繰り返す状況もあることから、可能な限り必要な情報を開示していただくことを求めているところです。 このように、設備の使用可否に係る情報開示の在り方の課題という点においては、電柱は管路・とう道と共通するものと考えております。本ガイドラインには、第一条（基本的考え方）に規定されているとおり、線路敷設等の円滑化に資する事項が盛り込まれ、対象設備として、電柱・管路等が該当すると承知しておりますが、改正条文も、調査の進捗状況や設備の概況等の情報といった線路敷設等の円滑化に資する一般的な内容であることから、対象は管路・とう道のみならず電柱等も対象に加えることが適当と考えます。 なお、弊社が主張する電柱に対する課題に対しては、本年2月3日に総務省より公表された「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」においても、NTT 東西の線路敷設基盤について、自己利用と他者利用との間で同等性が確保されていないと考えられる事例の実態（当該事例の有無や内容等）を検証すること及びその検証の結果、必要と認められる場合は、「公益事業者の電柱・管路等 使用に関するガイドライン」の見直しを含めて、必要な措置を講ずることが提言されているところであり、電柱を含めた線路敷設基盤の開放と、その公平な利用の確保が重要である旨言及されています。 【JCOM 株式会社】		
5	・ 情報開示に必要であることとして、本ガイドラインの改正に賛同致します。 ・ 一方、改正案による 第二条の二 では「管路・とう道」と設備を限定した内容となっておりますが、総務省情報通信審議会において 2025 年 2 月 3 日	・ 前段について、本ガイドライン案への賛同意見として承ります。 ・ 後段について、御意見として承ります。本案は、管路・とう道の情報開示について、「光ファイバ整備	無

	最終答申されました〔市場環境の変化に対応した通信政策の在り方〕の『Ⅲ. 公正競争の確保の在り方』では、「ネットワークの高度化」は、設備競争（電気通信回線設備（回線設備）を自ら設置する事業者（回線設置事業者）間の競争）を通じて図ることを基本とし、その確保には、線路敷設基盤（電柱・管路等）を保有しない者でも回線設備が設置できるように線路敷設基盤が解放されていること等が重要となる」と記されており、線路敷設基盤には「電柱」が含まれております。 ・ 要望事業者が照会を行った区間又は場所において、設備保有者の設備が「管路・とう道」だけであるとは限らず、その区間又は場所における設備が電柱などを使用した架空線設備であった場合には、調査申込みや照会に対する回答の対象外となってしまうことが懸念されます。 ・ このことから、本ガイドラインにおける対象設備には、「電柱」も対象として加えて頂くことを要望致します。 【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】	の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」において取りまとめた内容や、関係事業者による「事業者間協議の場」での検討結果を反映したものであるため、いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。	
	第十二条の二		
6	上記第二条の二にて指摘したものと同様、本ガイドラインにおける対象設備には、「電柱」も対象として加えて頂く事を要望致します。 また、設備保有者は、自社以外の設備情報を持ち合わせていないと考えられるため、左記の規定を以下の通り修正いただくことを要望致します。 ＜修正案＞ 設備保有者は自社保有設備において、前条に規定する設備の使用可能状況の照会に際し、（以下略） 【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】	・ 前段について、御意見として承ります。本案は、管路・とう道の情報開示について、「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」において取りまとめた内容や、関係事業者による「事業者間協議の場」での検討結果を反映したものであるため、いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。 ・ 後段について、本ガイドラインは全体として、設備保有者が所有する設備に関しての標準的な取扱方法を定めるものであり、原案についても、設備保有者に自社以外の設備情報の提供を求めるものではありません。	無
	第十三条の二		
7	上記第二条の二にて指摘したものと同様、本ガイドラインにおける対象設備には、「電柱」も対象として加えて頂くことを要望致します。 【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】	・ 御意見として承ります。本案は、管路・とう道の情報開示について、「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」	無

		において取りまとめた内容や、関係事業者による「事業者間協議の場」での検討結果を反映したものであるため、いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。	
--	--	---	--